

# 学校法人園田学園非常勤役員及び非常勤評議員の給与、報酬及び旅費に関する規程

(平成5年8月18日制定)

改正 平成6年4月1日 平成29年7月1日

令和2年4月1日 令和7年4月1日

令和8年3月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人園田学園（以下「本法人」という。）寄付行為第59条の規定に基づき、非常勤の理事、監事及び評議員の給与、報酬及び旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

2 ここでいう非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員」という。）とは、本法人に勤務する専任職員以外から選出された役員をいう。

3 ここでいう非常勤の評議員とは、本法人の専任職員から選出された評議員を除く評議員をいう。

(非常勤役員の退職慰労金)

第2条 非常勤役員の退職慰労金については、別に定める役員の退職慰労金支給内規（平成5年5月1日制定）の定めるところによる。

(非常勤役員の報酬)

第3条 非常勤役員の報酬は、年額133,333円とする。

2 非常勤役員が理事会等の業務に出席した場合、1日につき16,666円を支給する。

3 第1項に規定する報酬は、理事長が定める日に支給する。

4 第2項に規定する報酬は、出席した理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

(非常勤の評議員の報酬)

第4条 非常勤の評議員の報酬は、評議員が評議員会等の業務に出席した場合、1日につき13,333円を支給する。

2 前項の報酬は、評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

(報酬の辞退)

第5条 非常勤役員及び非常勤の評議員は、任意に、報酬（第3条及び第4条の定めによる報酬）の全部又は一部の受給を辞退することができる。

2 前項の辞退を行う場合、当該役員又は評議員は、「報酬受給辞退届」を理事長に提出しなければならない。

3 辞退は、辞退届が理事長に提出され受理された日以降の報酬について適用するものとする。

4 辞退した報酬は、後日に遡って請求することはできない。

5 本条に基づき報酬を辞退した場合であっても、法令に定める役員としての責任（例えば最低責任限度額等）の算定に影響を及ぼさない。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費)

第7条 非常勤役員及び評議員が業務のために旅行するとき又は理事会若しくは評議員会に出席するときは、園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部旅費規程（昭和38年7月制定）の例により、旅費を支給する。

(公表)

第8条 本法人は、この規程、別に定める学校法人園田学園常勤役員等の給与、報酬及び旅費に関する規程及び役員の退職慰労金支給内規をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

付 則

この規程は、平成5年8月18日から施行する。

付 則（平成6年4月1日制定試験に関する規程（短大）等の一部を改正する規程抄）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、改正後の役員等の給与、報酬及び旅費に関する規程の規定は、平成29年7月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年3月27日から施行する。

# 学校法人園田学園 報酬受給辞退届

学校法人園田学園理事長 殿

このたび、私は、「学校法人園田学園非常勤役員及び非常勤評議員の給与、報酬及び旅費に関する規程」に基づく報酬について、下記のとおり受給を辞退いたします。

## 記

1 辞退の対象 : 報酬 全額 / 一部( 円)

2 辞退の期間 : 年 月 日 から 年 月 日 まで

以 上

年 月 日

住 所:

氏 名:

## 【決裁欄】

決裁日: 年 月 日

理事長:(署名)